

運送事業者に対する行政処分(令和7年3月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般乗用	令和7年3月28日	株式会社アイ(法人番号3100001017030) 代表者 佐々木永博	長野県松本市白坂1丁目1番26号	本社営業所	長野県安曇野市豊科高家5211-4	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和6年2月21日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務員等台帳の記載不備(運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反大部分不適切(運輸規則第38条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。